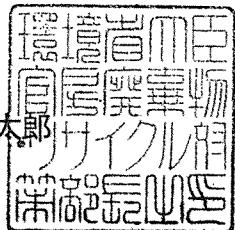


環廃対発第 090831001 号
平成 21 年 8 月 31 日

国立大学法人岡山大学 青山 勲 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 谷津 龍太郎



環境省の所管する競争的資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定第3条第1項に基づく、環境省の所管する競争的研究資金制度への申請資格の制限について

平成15年度廃棄物処理等科学研究費補助金において、不適正な経理処理が確認されたため、環境省の所管する競争的資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成17年3月22日環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局）第4条第1項に基づき、環境省の所管する競争的研究資金制度への申請資格の制限について、下記のとおり通知する。

なお、不適正な経理処理により使用された研究費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第18条第1項に基づき、補助事業者である国立大学法人岡山大学に対し、別途、期限を定めて返還させるものとする。

記

1. 不適正な経理処理の内容

平成15年度に交付された廃棄物処理等科学研究費補助金（研究課題名：医療廃棄物の戦略的マネジメントに関する研究）において、青山勲（元岡山大学資源生物科学研究所教授）が、取引業者に指示して作成させた虚偽の内容の請求書等により、岡山大学に対し、実際には納入されていない試薬等についての研究費の支出を請求した。支払われた代金は当該業者に預け金として管理させ、計 150,615 円を別途研究用消耗品などの購入費用に充てていた。

2. 申請資格制限の期間

次に掲げる期間、環境省の所管する競争的研究資金制度への申請資格の制限を行う。

平成21年8月31日～平成26年3月31日